

資料

平成7年3月より震度等の発表方法が変わります

消防庁震災対策指導室

近年、釧路沖地震、北海道南西沖地震、北海道東方沖地震と、多くの地震が日本を襲いました。特に北海道南西沖地震では津波により 202 名の方々がお亡くなりになり、28 名の方々が行方不明となっております。

大規模な地震が発生した場合、特に重要なのは地震に関する情報が正確かつ迅速に関係方面に伝達されることです。

そこで、気象庁では、これらの地震による教訓を踏まえ、今後の地震、津波情報の高度化のあり方について検討を行い、今般、震度・津波情報の発表方法を平成7年3月1日より以下のように変更することとなりましたので、その概要を紹介いたします。

地震に関する情報は防災担当職員の非常参集・連絡体制等とも関連することから、特に留意頂くとともに、必要に応じて防災関連規定の見直しが行われることを期待します。

1 震度を地域ごとに発表

事前に各都道府県を概ね数地域(全国 152 地域)に分け、その地域内で震度3以上の地震が観測された場合、観測された最大の震度と地域名を震度速報として発表する。

2 津波警報等の発表

その後、津波警報・注意報があれば、それを優先して発表し、併せて津波到着予想時刻を発表する。

3 地震情報の発表

続けて、震源位置、地震の規模、津波の第1波の観測値等を発表する。

4 各地点の震度を発表

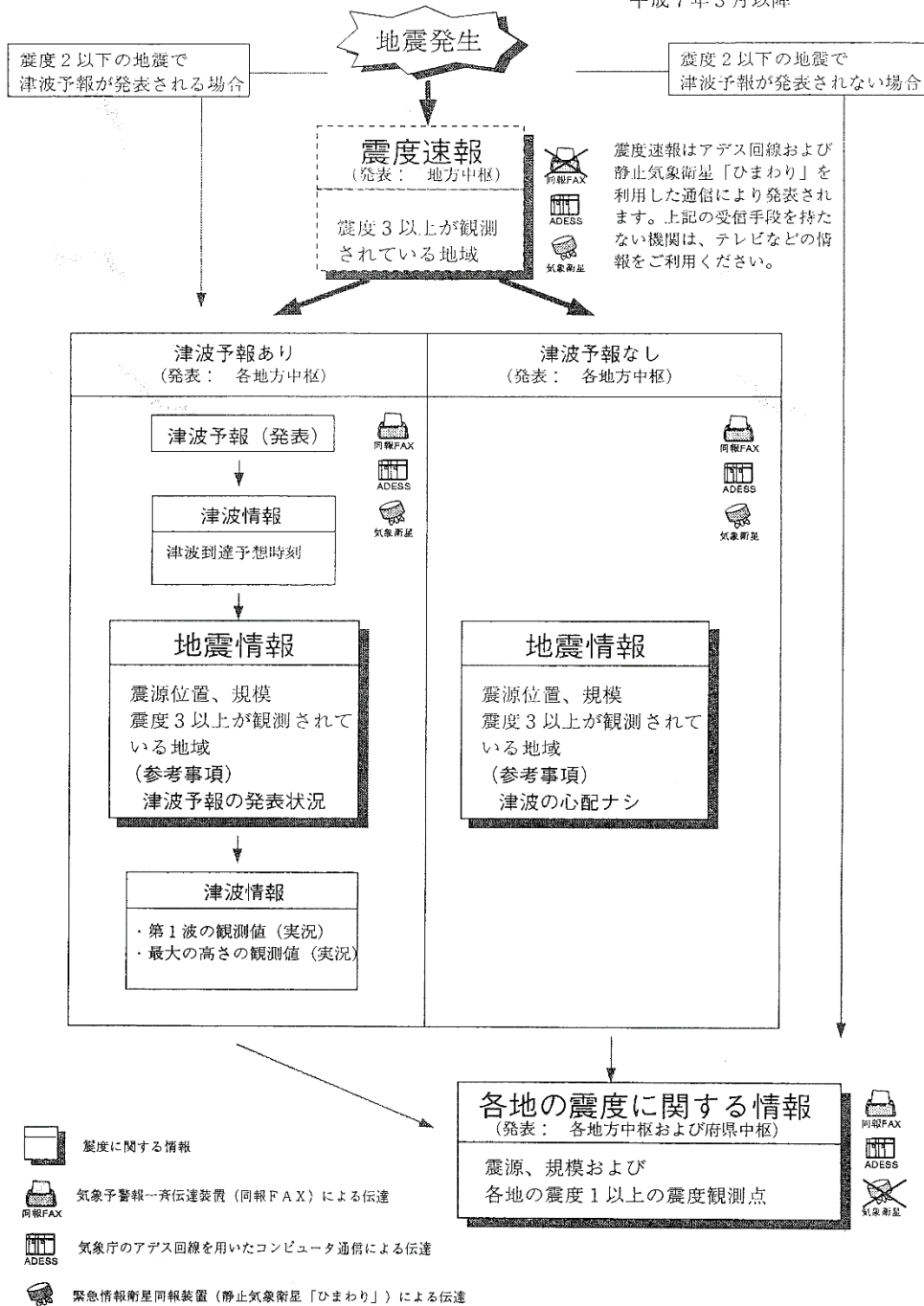
最後に、震度1以上の震度観測点(全国 302 地点)の震度を発表する。

参考通達

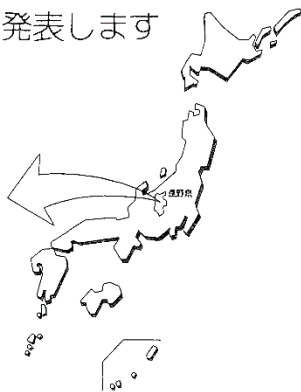
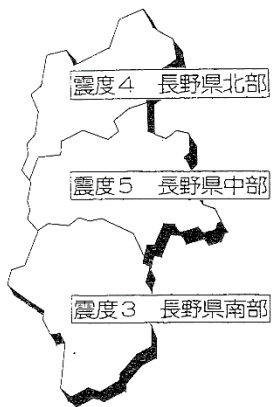
- 1 「気象審議会の答申について」平成6年10月11日付け消防震第74号
- 2 「震度の発表方法について」平成6年12月27日付け消防震第95号

震度に関する情報の発表

平成7年3月以降



震度をまず地域ごとに、発表します



その後観測点ごとに
発表します

